

帯広市水道法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第21号

帯広市水道法施行条例等の一部を改正する条例

(帯広市水道法施行条例の一部改正)

第 1 条 帯広市水道法施行条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を「又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 3 号中「前期課程を含む。）又は高等専門学校」を「前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を、「5 年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 8 号中「1 年以上水道」の次に「等」を加え、「もの」を「者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第10号とし、同項第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで」に改め、「最低経験年数以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同

項第9号とし、同項第6号中「第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上」を「第1号に規定する学校の卒業者にあつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「もの」を「者（第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「10年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に改め、「7年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同

項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては3年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者）にあっては5年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者」を「専門職大学前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を削り、同項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、「（以下「登録講習」という。）」を削り、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項中「「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」」を「「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」」に、「2年6か月以上」を「2年6月以上」に、「3年6か月以上」を「3年6月以上」に、「4年6か月以上」を「4年6月以上」に、「「最低経験年数の2分の1以上」と」の次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

（帯広市水道法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 帯広市水道法施行条例の一部を改正する条例（平成31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第1項第10号及び第4条第1項第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の帯広市水道法施行条例第4条第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。